『船員行政ニュース』 1171
国土交通省海事局 船員政策課

船員の健康確保について

心理的な負担の程度を把握するための検査の実施等 ㊦

⑤ 心理的な負担に関する面接指導の実施

船舶所有者は、検査結果の通知を受けた船員のうち、検査の結果、心理的な負担の程度が高い者であって、医師による面接指導を受ける必要があると当該検査を行った医師等が認めた者が面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした船員に対し、遅滞なく、面接指導を行わなければならないこととし、当該申出は検査の結果の通知を受けた後、遅滞なく行うこととしたこと。この場合において、船舶所有者は、船員が当該申出をしたことを理由として、当該船員に対し、不利益な取り扱いをしてはならないこととしたこと。

⑥ 心理的な負担に関する面接指導結果の記録の作成等

船舶所有者は、⑤の面接指導の結果に基づき、面接指導の結果の記録を作成して、これを5年間保存しておかなければならないこととしたこと。

⑦ 心理的な負担に関する面接指導結果についての医師からの意見聴取、面接指導実施後の措置

船舶所有者は、⑤による面接指導の結果に基づき、当該船員の健康を保持するために必要な措置について、当該面接指導が行われた後、遅滞なく医師の意見を聴かなければならないこととし、当該医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該船員の実情を考慮して、就業する場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講じなければならないこととしたこと。

⑧ 常時50人以上の船員を使用する船舶所有者以外の船舶所有者の努力義務

常時50人以上の船員を使用する船舶所有者以外の船舶所有者は、常時使用する船員について、検査および医師による面接指導を行うよう努めなければならないこととしたこと。

新制度の詳細については、次のＵＲＬのページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000032.html